

規制対象事項チェックリスト

125 有機溶剤

1. 屋内作業場等で第一種有機溶剤または第二種有機溶剤等を使用する場合には、密閉設備または局所排気装置を設置している。
2. タンク等の内部（地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場）において第三種有機溶剤等を使用する場合には、密閉設備、局所排気装置または全体換気装置を設けている。
3. タンク等の内部（地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場）において吹き付けにより第三種有機溶剤等を使用する場合には、密閉設備または局所排気装置を設置している。
4. 局所排気装置は、有機溶剤の蒸気の発生源ごとに設けている。
5. 局所排気装置の外付け式のフードは、有機溶剤の蒸気の発生源にできるだけ近い位置に設けている。
6. 作業方法、有機溶剤の蒸気の発散状況および有機溶剤の蒸気の比重等から見て、有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式および大きさのものである（ここでいう「有機溶剤の蒸気の比重等」とは、比重その他自然気流の状態、上昇気流の有無等をいう）。
7. ダクトの長さは、できるだけ短く、曲がり部分の数もできるだけ少ない仕様になっている。
8. 局所排気装置に空気清浄機が設けられている排風機は、清浄後の空気が通る位置に設けられている。
9. 局所排気装置の性能は、すべてのフードを開放した場合の制御風速（メートル/秒）が、囲い式フード形式にあっては0.4、外付け式フード側方吸引型および下方吸引型にあっては0.5、外付け式フード式上方吸引型にあっては1.0をだし得る能力を有するものである（囲い式フードにあっては、フードの開口面における最小風速。外付け式フードにあっては、そのフードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内におけるフードの開口面から最も離れた位置の風速）。
10. プッシュプル型排気装置は、厚生労働大臣が定める構造および性能を有するものである。
11. 全体換気装置の送風機または排風機（ダクトを使用する全体換気装置については、ダクトの開口部）については、できるだけ有機溶剤の発生源に近い位置に設けている。
12. 全体換気装置の性能は、1分間あたりの換気量が、第一種有機溶剤等を消費する装置に

あつては $0.3 \times W$ (作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量 (単位 グラム))、第二種有機溶剤等を消費する装置にあつては $0.4 \times W$ 、第三種有機溶剤等を消費する装置にあつては $0.01 \times W$ で表される数値以上の換気能力を有している。

13. 全体換気装置の排風機に軸流形換気扇を使用している場合 (この風量については換気扇の性能曲線等によって静圧に応じた風量がわかる場合以外) の換気扇の風量は、換気扇の大きさが 15 (径、cm) の時、風量は $3 \text{ (m}^2 / \text{min)}$ 、大きさが 20 の時、風量は 5、大きさが 25 の時、風量は 8、大きさが 30 の時、風量は 13、大きさが 40 の時、風量は 25、大きさが 50 の時、風量は 40 となっている (以上の風量は換気扇を定格電圧 (100 ボルト) および定格周波数 (50 ヘルツまたは 60 ヘルツ) で運転した場合)。
14. 局所排気装置から排出される有機溶剤の蒸気等についてこれが再び作業場およびその他の室内に入り込まないように、排気口は有機溶剤の蒸気等を屋外に排出するため直接外気に向かって開放されている。
15. 空気清浄装置を設けていない局所排気装置若しくはプッシュプル型排気装置 (屋内作業場に設けるものに限り) または発散する有機溶剤を温熱により生ずる上昇気流を利用して作業場外に排出する排気管等の排気口の高さを屋根から鉛直に 1.5 メートル上に引いた屋根との平行線より上としている。また、排気口を側壁から出す場合においては、軒先から 1.5 メートル上に引いた水平線より上としている (排出される有機溶剤の濃度により適用除外あり)。
16. 局所排気装置およびプッシュプル型換気装置について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に所定の項目について実施し (1 年を越える期間使用しない場合はその間は必要なし。再開時に必要) その結果の記録を 3 年間保存している。
17. 有機溶剤業務を行う屋内作業場等においては、取扱い上の注意事項等を作業中容易に知ることができるよう、見やすい場所 (作業場内に掲示することが困難な場合は、作業場外であっても、作業場への出入りに際して作業従事者が容易に認めることができるような場所) に定められた内容、方法により掲示している。
18. 屋内作業場等において扱う有機溶剤等の区分を、作業中の者が容易に知ることができるよう、色分けおよび色分け以外の方法により、見やすい場所に表示している。
19. 色分けによる表示をしている作業場においては、第一種有機溶剤等は「赤」、第二種有機溶剤等は「黄」、第三種有機溶剤等は「青」として (表示方法については、赤、黄、青色をもって着色されたものであれば、旗、板、紙等のいずれでも差し支えない。ただし、容易に識別できる程度の鮮明さと大きさを持つものであること)。
20. 有機溶剤予防のために次のような措置を講じている。
21. タンク内作業 (次に掲げる搭、槽等の内部に入って行う有機溶剤業務[1]貯槽類・・原料、中間物および製品槽等[2]処理槽類・・沈殿、回収、計量および濾過槽[3]搭類・・合成、精製、反応、蒸留、分離、洗滌、吸水および再生搭等[4]その他・・各種ガス溜、サイロおよび各種レシーバー等) においては、作業開始前、タンクのマンホールその

他有機溶剤等が入るおそれのない開口部をすべて開放している。

22. タンク内作業（次に掲げる搭、槽等の内部に入って行う有機溶剤業務[1]貯槽類・・・原料、中間物および製品槽等[2]処理槽類・・・沈殿、回収、計量および濾過槽[3]搭類・・・合成、精製、反応、蒸留、分離、洗滌、吸水および再生搭等[4]その他・・・各種ガス溜、サイロおよび各種レシーバー等）においては、労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、および作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗滌させ、汚染を除去させている。
23. タンク内作業（次に掲げる搭、槽等の内部に入って行う有機溶剤業務[1]貯槽類・・・原料、中間物および製品槽等[2]処理槽類・・・沈殿、回収、計量および濾過槽[3]搭類・・・合成、精製、反応、蒸留、分離、洗滌、吸水および再生搭等[4]その他・・・各種ガス溜、サイロおよび各種レシーバー等）においては、事故が発生したときにタンクの内部の労働者を直に対比させることができる設備または器具等を整備している。
24. 有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、（イ）有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに接続するすべての配管から有機溶剤等がタンク内部へ流入しないようにすること、（ロ）水または水蒸気等を用いてタンクの内壁を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水または水蒸気等をタンクから排出すること、（ハ）タンクの容積の三倍以上の量の空気を送気し、若しくは排気するか、またはタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出することの措置を作業開始前に講じている。
25. タンク等の内部において、局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置の機能が故障等により低下し、または失われたときおよび有機溶剤等により汚染される事態が生じたときには、労働者を待避させ、汚染が除去されるまで労働者を事故現場に入らせない措置をとっている。
26. 有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部における業務、有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置および全体換気装置を設けずにタンク等の内部の業務に短時間従事するとき、送気マスクを使用している。また、そのマスクのホースの先端や空気取り入れ口を有害な空気が発散していない場所に設けて、有害な空気を吸入しないようにしている。
27. 第三種有機溶剤等に係る全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務に従事するときは、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用している。
28. 臨時に有機溶剤業務を行う作業場に、有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備、局所排気装置およびプッシュプル型換気装置を設けないかわりに全体換気装置を設置して行うタンク等の内部における業務に従事するときは、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用している。
29. 有機溶剤業務に要する時間が短時間であることから、有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備および局所排気装置を設けないかわりに全体換気装置を設置して吹き付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務

に従事するときは、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用している。

30. 壁、床等有機溶剤の発散面が広くて局所排気装置等の設置が困難なため、有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備、局所排気装置およびプッシュプル型換気装置を設けな
いかわりに全体換気装置を設置して行う屋内作業場等における業務に従事するときは、
送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用している。
31. 他の屋内作業場から隔離され、かつ、労働者が常時立ち入る必要のない屋内作業場
において、有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備。局所排気装置およびプッシュプル
型換気装置を設けな
いかわりに全体換気装置を設置して行う屋内作業場における業務
に従事するときは、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用している。
32. プッシュプル型換気装置を設け、荷台にあおりのある貨物自動車等プッシュプル型換
気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を
行う屋内作業場等における業務に従事するときは、送気マスクまたは有機ガス用防毒
マスクを使用している。
33. 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備（当該設備中の有機溶
剤等が清掃等により除去されているものを除く）を開く業務に従事するときは、送気
マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用している。
34. 送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの保護具については、同時に作業する従事者
の人数と同数以上を備えて、常時有効に、そして清潔に保っている。
35. 有機溶剤の業務に従事する者は、その業務に従事する間、保護具を使用している。